

広島県告示第六百五十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定によって、訪問看護に係る指定居宅サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年六月十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定居宅サービス事業者	名称	名称	指定年月日
主たる事務所の所在地	訪問看護ステーションゆうあい	所在地	平成一九年五月一日
大竹市玖波四丁目八番八号	大竹市玖波四丁目八番八号		